

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

吉岐市長 篠原 一生

市町村名 (市町村コード)	吉岐市 (42210)
地域名 (地域内農業集落名)	柳田地区 (物部本村触・田中触・柳田触・木田触・半城本村触・牛方触・大浦触)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の農業は、水稻、肉用牛(肥育・繁殖)を中心には葉たばこ、アスパラガスの作付けが行われている。また、木田地域においては農地中間管理機構関連基盤整備事業による圃場整備が行われており、高収益作物への転換が計画され作業の効率化と生産性の向上が見込まれる。しかしながら、農業従事者の高齢化及び後継者不足により、地域の農地を維持できない環境が懸念されることから、今後の地域農業の在り方や農地利用について地域計画を定め地域全体で取り組む必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:200人、集落営農法人3経営体、認定農業者27経営体

主な作物:水稻、WCS、アスパラガス、飼料作物、葉たばこ

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も水稻、WCS、飼料作物を中心とした作付け体系を維持しながら、経営が困難となった農家の農地については農地中間管理機構を通じて集積を図る。また、木田地域の基盤整備地区については生産性の高い品目の導入を検討するとともに、中心的経営体及び新規経営体の育成・確保を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	270 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	237 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンク等を活用し、中心的経営体への農地集積及び集約化による規模拡大を基本とし、地域内農業者と調整を行いながら計画的に農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクの制度の周知を積極的に行い、地域内農業者の理解を深め制度の活用の推進を図る。また、現在、利用権設定が行われている農地については農地バンクへの移行を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
木田地域の基盤整備地区については、生産性の高い品目の導入や人員の確保等について、県・市・JAと連携し協議を行う。また、他地域についても、農作物の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、地域全体で大区画化・汎用化等について検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
今後も地域の農地は地域で守っていくことを基本とし、後継者がいる農家については円滑な経営継承が出来るような技術支援を個人と地域が一体となり取り組む。また、農業従事者の減少を見据え後継者の確保・育成を図り、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れを促進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、耕起、播種、収穫等の基幹作業については市農業機械銀行やJAへ、スマート農機(ドローン等)を使った作業については島内農業支援サービス事業者の活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等による被害が発生した場合には、地域ぐるみでその拡大の防止に努め、早期の根絶を目指す。
- ②環境保全型農業直接支払交付金事業への取り組みを行う。また、地域内の堆肥を有効活用し、減肥料に努める。
- ③スマート農機を活用し、作業の省力化とコストの低減を図る。
- ⑦吉岐市農業機械銀行を活用しながら農地の保全管理を行い、耕作放棄地の発生防止に努める。
- ⑧農業用施設については、中山間直接支払交付金、多面的機能直接支払交付金等を活用しながら、施設の更新及び長寿命化を図る。